

# 一般社団法人日本内分泌外科学会定款細則

## 第1章 総則

第1条 一般社団法人日本内分泌外科学会の運営は、定款に定められたことのほかは、定款第49条に基づき、この定款細則に従って行う。

## 第2章 会員

### (名誉会員)

第2条 理事会は、名誉会員の候補者を選出する。

第3条 名誉会員候補者は、次の各号の基準により選出する。

1. 年齢が満65歳以上で、理事長、会長、副会長、または、その他の役員を4年以上経験したこと。
2. 本条第1号の基準にかかわらず、理事会において、名誉会員候補者となることがふさわしいと認められること。

第4条 名誉会員は評議員会に出席することはできるが、議決権はもたない。また機関誌は送付されるが年会費は免除される。

### (特別会員)

第5条 特別会員候補者は、次の各号の基準により選出する。

1. 定年に達した評議員またはその経験者。
2. 本条第1号の基準にかかわらず、理事会において、特別会員候補者となることがふさわしいと認められること。

第6条 特別会員は評議員会に出席することはできるが、議決権はもたない。また機関誌は送付されるが年会費は免除される。

### (準会員)

第7条 準会員は評議員となる資格はない。

### (学生会員)

第8条 学生会員は評議員の推薦のもとに理事会で審議決定する。単年度更新とする。評議員となる資格はない。会費免除はされるが、学生会員歴は評議員選出の条件となる入会歴には含まれない。

### (賛助会員、外国通信会員)

第9条 賛助会員と外国通信会員は評議員となる資格はない。また同会員歴も評議員選出の条件となる入会歴には含まれない。

## 第3章 評議員

第10条 新評議員の選出は、毎年これを行う。

第11条 評議員になるための審査を受けようとする会員は、評議員1名からの推薦を受

け、審査の年の1月1日現在において、つぎの各号に定める条件のうち1号と2号以下の各号のすべてを満足しなければならない。但し、理事長が推薦し、理事会で承認されたものはこの限りではない。

1. 引き続き5年以上、正会員であり、かつ会費を完納していること。
2. 内分泌外科の臨床経験が10年以上であること。
3. 内分泌外科に関連する論文または著書が5編以上あること。論文または著書には共著も含める。
4. 本会の年次学術集會に5回以上出席していること。

第12条 評議員は満65歳を迎えた年度末に定年とする。

#### 第4章 役員

第13条 理事のうち20名および監事2名は、評議員である候補者の中から、評議員の選挙によって選出する。

- 2 選挙の詳細は別に定める役員候補者選考規則によって行う。

第14条 理事長は新たに選出された20名の新理事による新理事会にて、互選により選出する。選挙の管理は新監事2名が行う。

第15条 理事長は3名以内の理事長推薦理事を指名できる。

第16条 副理事長は理事長が新理事（理事長推薦理事を含む）のなかから2名まで推薦することができ、理事会での承認を得る。

- 2 複数の場合にはあらかじめ理事長代行時の優先順位を決定する。

第17条 理事、監事の任期は、選挙実施年の定期評議員会開催日の翌日から、2年後の定期評議員会開催日までとする。

- 2 理事、監事は、評議員定年後も前項の任期までとする。

#### 第5章 委員会

第18条 理事会は別表の委員会を設置するが、必要に応じてあらたに委員会をおくことができる。

第19条 各委員会の委員長は理事の中から選任し、理事長が任命する。

第20条 各委員会の委員は会員の中から委員長と理事会の承認をえて理事長が任命する。

- 2 特に必要な時は、委員は会員以外でも委嘱できる。

第21条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第22条 定年後の会員でも顧問として委員会に参加できる。

第23条 そのほか各委員会の内規は必要に応じ別にこれを定める。

#### 第6章 会費

第24条 定款8条の規定に基づき、会費を各号の通り定める。

1. 評議員の会費は年額 10,000 円とする。
2. 評議員以外の正会員の会費は年額 8,000 円とする。
3. 準会員の会費は年額 5,000 円とする。
4. 外国通信会員の会費は年額 2,000 円とする。
5. 賛助会員の会費は個人年額 10,000 円、団体年額 30,000 円以上とする。

## 第 7 章 機関誌

第 25 条 本会は、日本内分泌外科学会誌を機関誌と定める。正会員、名誉会員、特別会員、準会員、学生会員、賛助会員、外国通信会員に送付される。

## 第 8 章 学術集会・会長・副会長

第 26 条 学術集会は年 2 回開催する。春の学術集会を総会、秋を学術大会と呼ぶ。

2 総会時に定時評議員会を開催する。また学術大会時に臨時評議員会を開くことができる。

第 27 条 学術集会における業績発表は会員に限る。ただし、会長がとくに委嘱するものはこの限りではない。

(会長・副会長)

第 28 条 学術集会を総理するものとして、本会に会長をおく。

2 翌年の会長予定者として、本会に副会長をおく。

3 総会の会長、副会長を総会会長、総会副会長、学術大会の会長、副会長を学術大会会長、学術大会副会長と呼ぶ。

4 理事でない会長、副会長はその任期中は理事会に出席できるが、議決権はない。

第 29 条 会長の任期は、担当する学術集会の前年度終了日の翌日から当該年度の学術集会終了日までとする。

第 30 条 副会長候補者は評議員から選出する。

第 31 条 副会長候補者となろうとする会員、あるいは候補者を推薦する会員は、理事長が定めた期日までに文書でその旨を理事長へ届け出ることとする。

2 副会長の選任は、理事会が推薦後、評議員会に出席した評議員の投票により行う。但し、委任状による投票は、これを認めない。

3 副会長選挙は単記無記名により行い、得票多数をえた候補者を当選人と定め、得票数同数のときは、開票立会人の抽選により当選人を決める。

4 候補者が単独の場合には評議員会での承認を得る。

第 32 条 理事は、在職のまま副会長に立候補し、または候補者としての推薦を受けることができる。また、当選後はそれぞれの職を兼任することができる。

第 33 条 監事は、会長および副会長を兼ねることはできない。

第 34 条 会長は、学術集会終了後、収支決算書を作成し、学術集会終了後翌年 1 月

末日までに理事長に報告する。

## 第9章 資産の管理

第35条 この法人の資産は理事長が管理し、理事会の議決による。

## 第10章 事務局

第36条 理事長は、定款で定める事務局以外に所属する部局に資産管理のための事務局を置くことができる。前者を運営事務局、後者を事務局と呼ぶ。事務局要員を雇用する場合、業務に携わった時間に限って給与を学会に請求することができる。

## 第11章 附則

第37条 定款および定款細則施行に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別に定める。

第38条 この細則を改正する場合には、理事会の議決を経なければならない。

第39条 学会発足時の会員などの移行について、以下各号の通りとする。

1. 会員：日本内分泌外科学会会員および日本甲状腺外科学会会員は、それぞれの解散時に会員であったものは、退会の意思を示さない限り本法人の会員となる。本法人の会員歴はそれぞれの学会の会員歴を引き継ぐ。
2. 評議員：日本内分泌外科学会評議員および日本甲状腺外科学会評議員は、それぞれの解散時に評議員であったものは、特別な意思を示さない限り本法人の評議員となる。ただし、日本内分泌外科学会評議員は平成29年度までのすべての会費を、日本甲状腺外科学会評議員は平成30年度までのすべての会費を、それぞれの学会の解散時までには納入しなければ評議員の資格を失う。また、両学会で重複して評議員であったものも当法人では各自1票のみの議決権を保持する。
3. 理事：本法人の設立時理事は、本法人設立時の日本内分泌外科学会と日本甲状腺外科学会の理事が務める。また、両学会で重複して理事であったものも当法人では各自1票のみの議決権を保持する。
4. 名誉会員、特別会員：日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会の名誉会員および特別会員・功労会員は、特別な意思を示さない限り本法人の名誉会員、特別会員となる。

第40条 日本内分泌外科学会と日本甲状腺外科学会誌が共同出版していた日本内分泌外科・甲状腺外科学会雑誌は2019年第1号から日本内分泌外科学会雑誌と改称する。

1. この細則は2018年6月27日から施行する。
2. この細則は2018年10月26日に改定し、同日より施行する。

別表

庶務渉外委員会

財務会計委員会

会則委員会

人事選挙委員会

教育・学術委員会

広報委員会

専門医制度委員会

(専門医制度資格認定小委員会)

(専門医制度 専門医研修プログラム小委員会)

(専門医制度施設認定小委員会)

(専門医制度試験問題作成小委員会)

編集委員会

甲状腺腫瘍診療ガイドライン作成委員会

副甲状腺機能亢進症ガイドライン作成委員会

副腎腫瘍診療ガイドライン作成委員会

甲状腺癌取扱い規約委員会

甲状腺癌薬物療法委員会

甲状腺病理委員会

NCD 委員会

COI・倫理委員会

医療保険委員会

国際連携委員会

学会賞・奨励賞選考委員会

将来検討委員会

内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ